

フリーランス新法施行後の就業条件明示書対応業務について

※ 11/1のフリーランス新法施行により、『会員への就業条件明示書の明示が義務化』されるが、受注業務別の対応要否について明確化する。

派遣 / 請負・委託	発注者	継続 / 単発	新規 / 既存	対応要否	
				令和6年11月1日 ～令和7年3月31日 (～包括契約移行日前)	令和7年4月1日～ (包括契約移行日～)
派遣	公共・企業	継続 / 単発	新規・既存	フリーランス新法対象外	
請負・委託	公共・企業	継続	既存	対応不要	対応要
			新規	対応要	
		単発	—	対応要	
	一般家庭	継続	既存	対応要	対応不要
			新規	対応要	対応不要
		単発	—	対応要	対応不要